

平成23年第12回（11月）

農業委員会総会議事録

吉富町農業委員会

1. 日時及び場所 平成23年11月10日(水)  
開会10時00分 閉会11時00分

2. 開催場所 吉富フォーユース会館3階会議室

3. 出席委員

委員の定数 15名

出席委員数 14名

欠席委員数 1名

出席委員の氏名

是木 輝義	賀部 正直
瀬口 勝美	豊田 和義
和才 直俊	石丸 茂信
岡 万寿夫	矢頭 道雄
	恒成 一治
守口 正典	若山 清敏
高原 孝幸	是木 則幸
奥家 信弘	

欠席委員の氏名 土屋 豊一

4. 付議事項

議案第25号 吉富町農用地利用集積計画の一部変更の承認について  
1件

議案第26号 吉富町農用地利用集積計画の承認について  
1件

議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について  
1件

議案第28号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
1件

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 榊 秀治

事務局職員 和才 薫

6. 会議の概要

事務局 委員の皆さんおはようございます

ただ今より平成23年第12回総会を開催いたします。

なお、本日は土屋委員より都合により欠席との連絡をいただいておりますので委員14名での開催となります。

それでは、開会に先立ちまして是木会長よりご挨拶をお願いいたし

ます。

会 長

あらためまして、委員の皆さんおはようございます。  
本日11月の本委員会のご案内をしたところ、お忙しい中ご出席いただきまして誠に有難うございます。

ただいまから平成23年度第12回総会を開催いたします。本日の議事録署名人を奥家委員と賀部委員のお二人を指名いたします。

それでは、議事に入ります。「議案第25号 吉富町農用地利用集積計画の一部変更の承認について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第25号についてご説明いたします。

議案の1ページをお開き下さい。吉富町長より吉富町農用地利用集積計画の一部変更の承認依頼についての審議です。2ページをご覧ください。利用権の合意解約2件についてです。

(資料朗読説明)

会 長  
各 委 員  
会 長  
会 長

事務局より説明がありましたが、皆さんなにか質疑ありませんか。  
質疑なし

では、議案第25号に関しましては承認することと決めます。

それでは、次に「議案第26号 吉富町農用地利用集積計画の承認について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局

「議案第26号 吉富町農用地利用集積計画の承認について」を説明いたします。

吉富町農用地利用集積計画ですが、市町村長が農用地利用集積計画を定める場合には、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を経るとなっています。別添資料No.1をごらんください。

今回11月の利用権設定の件数は、新規は39件で26,104㎡、更新は27件で29,022㎡、合計は66件で55,126㎡となっています。農用地利用集積計画の各筆毎の内容につきましては、一覧表を添付しておりますのでご覧ください。

(各筆について説明)

会 長

事務局より議案第26号について説明がありましたが、NPO法人の取り組みもあるようでございますが、農業委員会とすればこういった取り組みは良い傾向だと思います。それでは、何か質問がありましたらお願いします。

若山委員

1点確認ですが、T氏とM氏との契約について台帳面積が236㎡、耕作面積1384㎡となっているが間違いではないか

事務局

そうですね、すみませんデータの貼付けミスです。台帳面積494㎡で訂正を願います。耕作面積は少し少ない程度ですが、後ほど訂正をしておきます。ありがとうございました。

瀬口委員

耕作面積はだれが決めているのか、申請するのか、上毛町分の圃場整備したところがどれだけの耕作面積になるのか？

事務局

手元に資料がありませんので正確な率は言えませんが、計っている訳ではなく台帳面積から一定割合を差し引いて決定しているようで

す。特に畦が広いような場合は計測することも検討します。

会 長  
各 委 員  
会 長

他に質問はございませんか。

質疑なし

それでは、先程の訂正数値を正しい数字に置き換えるということで議案第26号に関しましては承認することとしてよろしいでしょうか（異議なしの声）

それでは、議案第26号に関しましては承認することと決めます。

次に、「議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

「議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明いたします。4ページの議案27号をご覧ください

本件は、農地の所有権の移転に係る農地法第3条に基づく許可申請であります。

（資料を朗読説明）

本議案について、申請書に記載された内容が農地法第3条第2号各号の不許可要件に該当せず、許可要件の全てを満たしています。

以上で事務局からの説明は終わります。

会 長

それでは、地元委員の守口委員さん、申請地の状況など何か補足説明がありましたらお願いします。

守口委員

説明がありましたとおりですが、譲渡人、購入者ともに以前から小犬丸の住民であり引き続き野菜をつくるとのことであり特に問題はありませぬ。

会 長

事務局及び地元委員より議案並びに申請理由、補足等の説明がありました。皆様方よりなにか質疑はございますか。

各 委 員  
会 長

質疑なし

では、議案第27号に関しましては承認することと決めます。

次に、「議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

農地法第5条の申請による所有権移転による転用です。

こちらは親から子へ使用貸借にて個人住宅を建設するという案件です。9ページをご覧ください。

（資料内容を朗読説明）

ここで審議に係る、農地の集団性の見解についての相談ですが、現在、農地法改正や国の指導強化等により県の審査と本町の農業委員会とでは集団性のくくりにおいて食い違いが生じています。平成21年の農地法の改正により昨年の6月から施行されている分について、1種農地の集団性の取り方が大きく変わりました。1種農地とは原則転用できない農地となります。改正により以前はまとまった20haだったのが今回10haと半減し、以前は町内に20haもあるまとまった農地は殆どなかったのですが、10haだと、この今吉地区も微妙な判断となってきます。本町農業委員会は従前より今吉から別府・楡生地区にかけては県道、及び川食から上る幹線町道及び水系により今吉地区、別府地区、楡生地区の3分団としてしてきていますが、国・県

の言う分断要件は中央分離帯のある道路や橋が近くになく河川レベルを要件としているため、ここは上毛町から続く1団の農地と判断され1種農地として原則許可できない農地と判断されている状況です。本来、審査基準の食い違いは好ましくないのですが、本町の従前からの分団のくくりを勝手かえることも出来ないのも委員さんの意見をお聞きしたいと考えています。

また、1種2種であっても例外規定、特例により転用は可能な場合もありますが、大元の判断が1種になるかどうかは判断の重要な点ですし、1種となった場合は周辺の住宅の連続性・接続性が無ければだめとの判断となる場合が多く、他地域でも同様の扱いとなりますので慎重な判断が必要になるかと思えます。

若山委員 県は改正後、上毛町を含めここを一団の農地として10ha以上と判断し1種となったとのことだが、改正前は上毛町を含めればこの地域は何haくらいあったのか？20haあったのか？

事務局 正確な数値は今はないが上毛町の一団を含めば20haはあると思われま

若山委員 それであれば、20haが10haとなったとしても、以前は上毛町を含んで判断していなかったのを今回から入れるというのは説明もがつかないんじゃないか

石丸委員 以前は、50m以内に家があれば転用可能で殆どが宅地化してきた経緯がある。今は、前にアパートがあっても道を挟んだところで自分の家を建てるために2回ほど農振除外申請をしたが県の同意は下りなかった。今は頭から国の政策で農業に力を入れようとのことで県も国にいわれたままの判断をしてる気がする。だから、県と反発してでも、ぶれない意見を持つべきでないか、町の農業委員会としては是非、主体性を持った判断をすべきと考えます。

会 長 集団性についてですが、農地法というのは全国画一だとは思いますが、行政の境・区域というのは町の考え方が有る訳ですから県は県の立場としての意見、町は町の立場としての意見を主張していいと思います。そういう考え方からも皆さんの意見をまとめますと本委員会としては、従前どおりの考え方を通していくということではいかうか

(異議なしの声)

それでは、この案件について質問はありませんか

各委員 質疑なしの声あり

会 長 ございませうでしたら、議案第28号については承認することにご異議はございませんか。

各委員 異議なし

会 長 では、議案第28号に関しましては承認することと決めます。

次にその他について、なにかございますか？

豊田委員 今日の今吉の5条案件で排水放流同意について今吉地区の水利委員の同意がついていないがそれでいいのか

事務局 当地は今吉と鈴熊の境部であり排水は鈴熊地区へ流れ込むため鈴熊

地区の水利委員の同意を取るよう指導し添付しているところです。

豊田委員

同じ様に、今富病院も排水は楡生地区側に流れているが、今吉側も理解を得ないといけないこともあるので今吉地区にももらっていただきたい。

事務局

そのようなことであれば、今吉地区の水利委員にも同意をもらうよう指導したいと思います。

会 長

その他、無いようでしたら、次回の日程を事務局お願いします。

事 務 局

次回の委員会の日程ですが、10日が金曜日ですので、9日金曜日午前10時からを提案しますが、どうでしょうか

(都合悪い方が数名あり協議)

それでは、12月の総会は12月8日(木)午前10時から行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

各 委 員

異議なし

会 長

それでは、次回総会は12月8日(木)とします

これをもちまして委員会を終了いたします。

皆様、お疲れ様でした。

11時00分 閉会